

八雲町合葬墓のご案内

「八雲墓地」、「根崎墓地」、「落部墓地」内にそれぞれ合葬墓を設置しています。

【合葬墓とは】

合葬墓は、ひとつのお墓に多くのご遺骨と一緒に埋蔵する形のお墓です。

お墓を所有していない方、お墓は所有しているがお墓の承継者がいないため撤去（墓じまい）を考えている方、焼骨を保持しているが埋蔵場所

がない方、生前に自己のご遺骨の埋蔵場所を確保しておきたい方のためのお墓であり、町が永代にわたり管理を行います。

【使用について】

八雲町に住所がある方、または生前予約を除き、町外の方も使用できます。使用料金は、条件により異なります。詳しくは表をご覧ください。

区 分	条 件	使用料
焼骨 1体につき	使用者もしくは、被埋蔵者が八雲町に3か月以上住所を有したことがある場合、または生前予約の場合	30,000円
	使用者および被埋蔵者が八雲町に住所を有した期間が3か月未満である場合、または町外の方 ※生前予約はできません	45,000円
改葬焼骨 2体まで	八雲町内の墳墓からの改葬	30,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	45,000円
改葬焼骨 3体以上	八雲町内の墳墓からの改葬	50,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	75,000円
記名板 ※刻字1体分	希望により埋蔵された方の氏名を刻字	40,000円

※希望により埋蔵された方の氏名を記名板に刻字することができます。

使用を希望される方は、申請のうえ使用許可を受けていただく必要がありますので手続きを行ってください。

なお、合葬墓に埋蔵したご遺骨は、返還できませんのでご注意ください。

【申込・問い合わせ先】

八雲町合葬墓
環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020
熊石合葬墓
熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3112
落部合葬墓
落部支所
☎0137-67-2231

お盆期間の八雲墓地の利用について

お盆期間は、墓地内が大変混雑するため、墓地内での事故防止の観点から、車両の通行を一方通行としています。設置している看板の案内に従って通行するようご協力をお願いします。

また、お墓参り後の供物などは、お持ち帰りください。

【問い合わせ先】

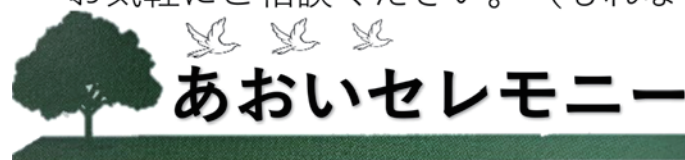
環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020

司法書士法人・行政書士
やまびこ事務所
●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理 など
お気軽にご相談ください
☎0137-63-2917
司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)



故人への想いを伝えるお手伝い

- ・ 2階控室にて親戚等を含めたご遺族の宿泊も可能
- ・ 各宗派の葬儀のご相談のほか法要・仏壇・仏具・墓石等関することもお気軽にご相談ください。（もれなく特製エンディングノート進呈）



二海郡八雲町東町247-1

☎0137-64-2855